

# 令和 8 年度 「学校いじめ防止基本方針」

## 相模原市立相武台中学校

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条に基づき、  
いじめ防止等の対策のための基本的な方針を定める。

### 相武台中学校学校教育目標

#### 自己を高め、思いやりの心もち、創造する生徒

—みずから とともに ゆたかに—

- ・主体的に行動し、自ら高められる生徒になろう
- ・「思いやりの心」をもち、自他を大切にできる心豊かな生徒になろう
- ・夢をもち、未来を創造する生徒になろう

### いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

#### 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる、ものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②A と B の間に一定の人間関係が存在すること
- ③A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること

## 1 学校いじめ防止基本方針の内容

学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）には、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」を主な項目とし、「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「家庭や地域とどう協力し合うのか」等を示す。

・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。そのためにも、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において危機管理の一貫として、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称：「相模原市立相武台中学校いじめ・不登校・虐待対策委員会」
- 構成員：校長、副校長、生徒指導主任、生徒指導担当(各学年1名)、教育相談係長、養護教諭、支援教育コーディネーター、青少年教育カウンセラー・スクールソーシャルワーカー

・当該組織は、生徒の問題行動などに係る情報の共有、いじめの防止等に係る取組方針の企画立案などのため定期的に打合せを行うとともに、いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

・日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、校長を中心に一致協力体制を確立し、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぐ。

## 3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
  - ①授業改善：一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくり
  - ②居場所づくり：話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニング
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
  - ①絆づくり：自主的な運営 異学年交流 ピア・サポート活動
  - ②生徒会活動：活動紹介を通して、人間関係や心の大切さを伝える取組
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
  - ①人権教育の充実：「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。
  - ②道徳教育の充実：道徳の時間の確保。道徳の時間だけでなく、すべての教育活動の中で実践をする。
  - ③「いいところ探し・いいところ作り」による人的環境づくり

- ・子どもたちには「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、お互いの人格を尊重し合える態度、心の通う人間関係を構築する能力、ストレスに適切に対処できる力等を育む観点が必要と考える。
- ・すべての子どもが安心して、自己有用感を感じられる学校生活づくりが重要と考える。

(4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。

- ①校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修
- ②教職員向けのチェックリスト等による、いじめ防止の取組の充実
- ③全校集会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話
- ④保護者会、学級懇談会における啓発の取組

(5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を進める。

- ①あいさつ活動
- ②青少年相談員との懇談会
- ③地域協議会

#### 4 いじめへの早期発見の取り組み

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。

- ①休み時間や放課後の雑談の中での生徒の様子への把握
- ②個人ノート、生活ノート、一言日記、個人面談、教育相談、家庭訪問等により、把握

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ①学校生活アンケート（記名式）の実施：各学期に1回
- ②教育相談週間

(3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

①相談窓口の周知

青少年教育カウンセラー	042-769-3069 (直通) 毎週火・木曜日
いじめ相談ダイヤル	042-707-7053
ヤングテレホン	042-755-2552

- ②保健室だより、相談室だよりの発行
- ③青少年教育カウンセラーによる校内巡回

(4) 学級集団と個々の生徒の状態を客観的資料において把握し、個の成長、いじめ防止風土の醸成に役立てる。

①学校生活アンケートの実施：各学期に1回

・いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。些細な兆候であっても、“ちょっとおかしい”という教職員の感覚を大事にして、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。  
・さまざまな手立てによって、子どもたちを多方面、多角的な視点からみて、子どもたちの実態把握に努め、児童・生徒理解を進めていくことが重要と考える。

## 5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

①校内の「相模原市立相武台中学校いじめ・不登校・虐待対策委員会」へ直ちに情報を共有する。

②すみやかに事実確認を行い、関係生徒及びその保護者、集団全体（学級、同好会、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。

③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

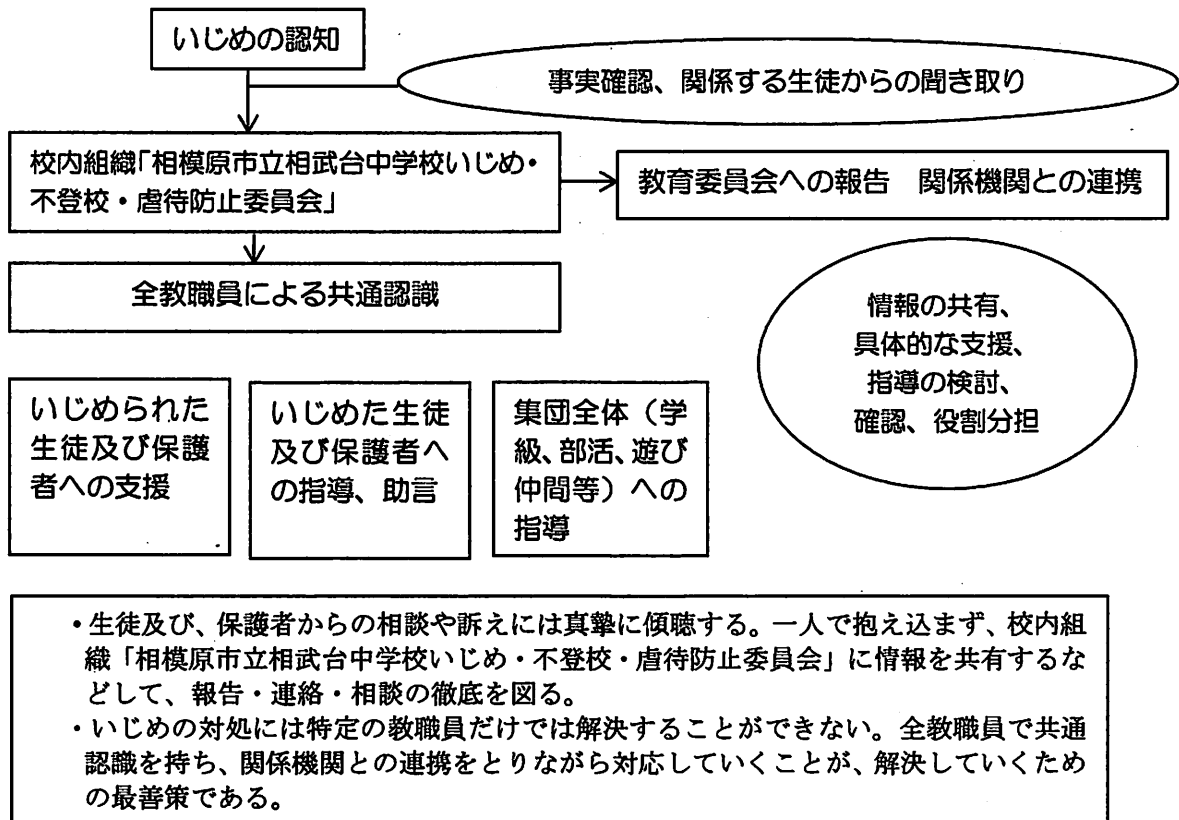
○青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー

○各警察署、県警少年相談・保護センター

○青少年相談員

○児童相談所、南子育て支援センター etc

## (対応経路)



## 6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

(1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。

(2) 教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。

(3) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。

### 重大事態とは

○ いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
例えば

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

○ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- ・ 調査は事実関係を明確にするために行う。いつから、誰から、どのような態様、関係する生徒の人間関係、教職員の対応などの事実関係を網羅的に明確にする。
- ・ いじめとの因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが重要。